

## 「施設整備計画書」の活用

財務局では、施設の建設等にあたり、コスト縮減効果の大きい企画・計画段階での取り組みとして平成13年度（2001年度）から「施設整備計画書」の制度を取り入れています。

東京都の各局は、土地の取得、施設の新築・改築・増築及び大規模改修、床の借り上げ等に伴う予算要求に先立ち、財務局へ「企画書」を提出することになっています。（公営企業局除く）

建築保全部では、各局が行う施設整備計画のうち、主に施設の新築・改築・増築及び大規模改修に関与しています。

建築保全部が各局から見積もり依頼を受けたもののうち、施設整備の必要性、計画規模や実施時期の妥当性、内容の合理性などを検証し、与条件の整理が整ったものについて、工程計画の作成、設計、工事費等を見積もった工事予算調書を作成しています。

その際に検証した内容は、技術的な見地からの総合所見として工事予算調書に記載して、各局へ送付しています。

これらの工事予算調書は予算要求のスケジュールに合わせて、毎年5月から8月にかけて作業を行い、昨年度は建築保全部で48件作成し、予算担当、財産管理担当部署にも送付し、予算査定に活用するほか、大規模公共工事における事前評価のうちの技術的評価の基礎資料として活用されています。